

甲南スカラシップ俱楽部 会則

平成 30 年 10 月 21 日 制定

第 1 条（名称）

本会は、甲南スカラシップ俱楽部と称する。英語表記は、Konan Institute Club of Scholarship（通称：KICS）とする。

第 2 条（事務所の所在）

本会は、その事務所を、神戸市東灘区住吉本町 2 丁目 29-15 平生記念館内に置く。

第 3 条（会員）

本会は、甲南大学学内給付制奨学生受給者、甲南大学チャレンジ基金受給者、栄誉特待生の現役学生と OB・OG を会員とする。

第 4 条（目的）

本会は、第 3 条の奨学生等を受給した学生が、卒業後も OB・OG 及び現役生を含む世代を超えた縦の繋がりから、互いに交流することで横の繋がりを持ち、甲南ファミリーの一員として社会貢献に寄与し、また甲南学園のアンバサダー的存在を担うことを目的とする。

第 5 条（会議・事業）

本会は、その目的を達成するため次の会議と事業を行う。

- (1) 全体会・学年幹事会の開催
- (2) 懇談会その他の集会の開催
- (3) その他本会の目的に沿った事業

第 6 条（役員）

- (1) 本会に将来的には次の役員を置く。

ア 会長 1名
イ 副会長 1名
ウ 幹事長 1名
エ 副幹事長 1名

- (2) 役員の職務は次のとおりとする。

ア 会長は本会を代表し、会の運営を統括する。
イ 副会長は会長を補佐し、会長、不在の際は、その職務を代行する。
ウ 幹事長は会長、副会長の方針のもとに会の実務を統括する。

エ 副幹事長は、幹事長を補佐し、在学生の学年幹事の中から選出する。

(3) 会長、副会長、幹事長、副幹事長が不在の場合、在学生の学年幹事がこれに代わり、会を運営する。

第 7 条 (役員の任期)

役員の任期は2年とする。但し、引き続き4回選出することはできない。

第 8 条 (学年幹事)

学年幹事は各年次の会員より4名程度を選出する。

第 9 条(学年幹事の職務)

学年幹事は学年幹事会を組織し、会務の重要事項について協議決定する。

第 10 条(学年幹事の任期)

学年幹事の任期は卒業をもって終了とする。

第 11 条 (全体会・学年幹事会)

- (1) 本会及び行事並びに会務を最終決定する会議として全体会を置く。
- (2) 全体会は会員をもって構成し、原則年1回招集する。
- (3) 全体会の開催、議事議題等については、学年幹事会に諮って決定する。
- (4) 学年幹事会は、在学生の学年幹事をもって構成し、必要な都度開催する。
- (5) 全体会、学年幹事会ともに出席者をもって成立するものとし、議事は過半数をもって決定する。

第 12 条 (経費)

本会の事業運営に必要な経費は、将来的に会費又は寄付金及び雑収入をもってこれにあてる。

第 13 条 (事務の委託、支援)

本会の事務局業務については、甲南大学学生部及び甲南大学同窓会事務局が支援する。

第 14 条 (会則の改廃)

この会則の改廃は、全体会出席者の過半数の賛成を得て、これを決定する。

附則

この会則は、平成30年10月21日から施行する。